

八王子市特定商業施設の出店に伴う
生活環境保全に関する要綱の手引き

令和 8 年 7 月 1 日

八王子市経済産業部商業観光課

はじめに

大規模な商業施設の出店に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物処理等によって、周辺地域の生活環境へ及ぼす影響が問題となっています。

八王子市では、一定規模以上の商業施設（以下「特定商業施設」といいます。）の出店や深夜営業等に関し、周辺地域の生活環境を良好に保つために「八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱」を制定しています。

この要綱では、特定商業施設を出店する場合には、出店についての十分な調査・予測を行ったうえでの計画を事前に届け出ていただくとともに、近隣住民に対する説明会の開催や掲示の実施等を行っていただくなど、**生活環境の保全に関する紛争を未然に防止する手続き**を重視しています。

この届出の制度を通して、事業者及び市民の皆さんとともによりよい街づくりを進めていきたいと考えていますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

<目 次>

1. 届出の対象	1
2. 手続きの流れ	2
3. 事前相談	3
4. 新設の手続き	3
1 新設の届出	3
2 出店計画のお知らせ掲示、説明会の開催及び報告	6
3 近隣住民との協議及び報告	7
4 市との協議	7
5. 変更の手続き	8
6. 届出等に係る市の指導	9
7. 閲覧	9
<八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱>	10～14

◎お問い合わせ及び届出先

八王子市経済産業部商業観光課（本庁舎5階）

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

TEL 042（620）7305（直通）FAX 042（627）5951

E-Mail b710700@city.hachioji.tokyo.jp

特定商業施設の出店予定者又は出店している人は、店舗の設置及び運営にあたり、特に下記の点を遵守するよう努めてください。

1. 地域のまちづくりとの調和
2. 周辺地域の生活環境に与える影響についての事前評価
3. 周辺地域の生活環境を良好に保持し、地域への貢献
よろしくお願いします。



◎八王子市のホームページから要綱の手引きおよび要綱の手続きに関する様式等をご覧ください。

八王子市 [トップ](#) > [事業者の方へ](#) > [商業振興](#) > 八王子市特定商業施設に関する届出

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/007/p006376.html>

1. 届出の対象

本要綱における届出の対象は、一の建物内において、下記特定商業施設の新設（店舗面積の変更又は既存の建物の用途変更及び営業時間の変更により特定商業施設となる場合を含む）および変更を行う場合です。

なお、同一敷地内に複数の施設が立地する場合であっても、駐車場等を共有し敷地内で行き来できるときは同一敷地内の施設すべてを合算して「一の建物」とみなします。
 <一の建物>

一の建物	・屋根、柱又は壁を共通にする建物 〔公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分〕 ・通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
------	--

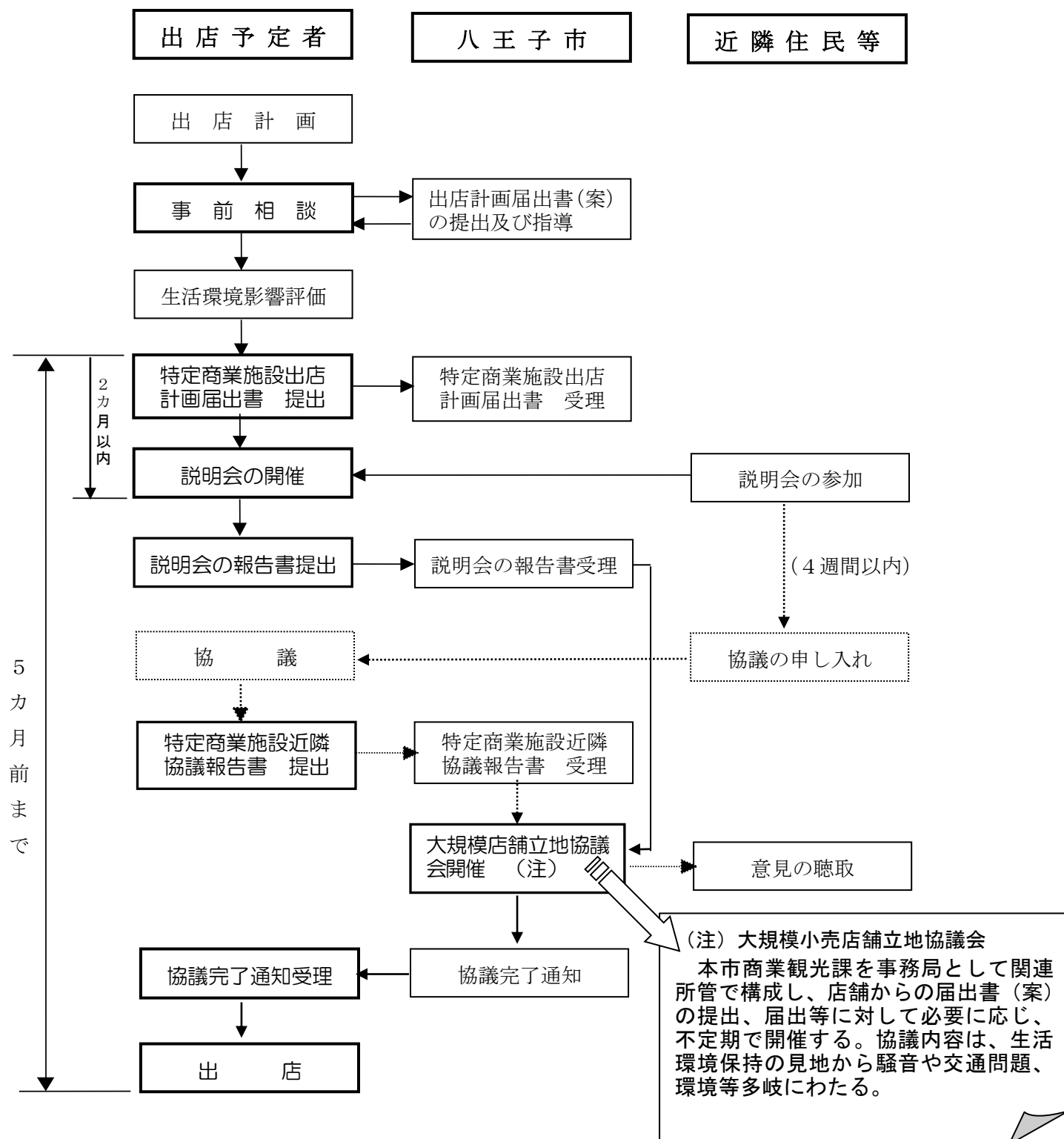
<特定商業施設>

業 種	店 舗 面 積 ・ 営 業 時 間
小売店～・スーパー ・専門店 ・コンビニエンスストア ・その他物品販売業を営む店舗	【店舗面積】 500㎡以上のもの 【深夜営業における店舗面積】 午後11時から午前6時までの間において営業する場合には、300㎡以上のもの ※店舗面積とは営業を営むための店舗の用に供される床面積で、お客様が主に利用する部分をいいます。 具体的には 小売店の場合は売場 飲食店の場合は食堂部分 興行場の場合は観覧席 音楽・映像記録物賃貸業の場合は陳列スペース など ※店舗内に異なる対象業種がある場合は合算して一の店舗と見なします。
飲食店～・ファミリーレストラン ・料理店 ・ファーストフード店 ・その他飲食を伴うもの	
興行場～・映画館 ・劇場 ・演芸場など	
音楽・映像記録物賃貸業 ～・レンタルビデオ・CD店等	

※「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（風営法）が適用される施設は除きます。

大店立地法が適用される店舗内、または敷地内に、特定商業施設が併設される場合、要綱上の届出は不要です。

2. 手続きの流れ（新設の場合）



3. 事前相談

特定商業施設の新たな建設や大規模な変更を行う場合には、建築確認申請前に商業観光課において事前相談を行ってください。駐車場、駐輪場などの建築計画に係る重要な事項について、大規模小売店舗立地協議会を構成する担当所管との調整を行いますので、根拠となる資料を持参してください。

4. 新設の手続き

1. 新 設 の 届 出

特定商業施設の新設をしようとする場合は、下記のとおり市長に届出書及び添付書類を提出してください。(様式、および記入例は別掲)

届出書の種類	特定商業施設出店計画届出書（第1号様式）
届 出 の 時 期	新設しようとする日の 5ヵ月前 まで
届 出 事 項	1. 特定商業施設の名称及び所在地 2. 営業内容 3. 特定商業施設を新設する日 4. 特定商業施設の延床面積及び店舗面積 5. 特定商業施設の配置に関する事項 (1) 駐車場（自動二輪車含む）・駐輪場の位置及び収容台数 (2) 荷捌き施設の位置及び面積 (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 6. 特定商業施設の運営方針に関する事項 (1) 開店時刻及び閉店時刻 (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 (3) 駐車場における自動車の出入口の数及び位置 (4) 荷捌き施設において荷捌きを行うことのできる時間帯 7. 指定作業所の届出に関する事項 8. 集合住宅等建築指導要綱、および中心市街地環境整備要綱の協議に関する事項 9. 建築確認に関する事項 10. 道路管理者との調整に関する事項 11. 通学路の把握および周辺小・中学校への対応に関する事項

◎以下の場合、本要綱においては「新設」に該当します。

- ・店舗面積の変更等によって店舗面積が500㎡以上になる場合
- ・店舗面積300㎡以上の特定商業施設が営業時間を深夜へ延長する場合
- ・飲食店⇒スーパーの様に、利用方法が全く違うものになった場合

添 付 書 類	◎作成する際は、大規模小売店舗立地法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に沿ってお願いします。 ◎特に、市民がその内容につき判断し、意見を述べるができる資料の作成をお願いします。 1. 周辺案内図 2. 建物の配置図 3. 建物の各階平面図 4. 建物の立面図 5. 必要な駐車台数を算出するための来店自動車台数等の予測結果及びその算出根拠を記載した書類 6. 来店自動車を案内する経路及び方法など、駐車場の出入口の数・位置・形式を決定するための必要な事項を記載した書類 7. 駐輪場の台数（自転車、原付）及び算出根拠を記載した書類 8. 駐車場の台数（自動二輪車）及び算出根拠を記載した書類 9. 駐車場および駐輪場の管理方針 10. 関連する道路の交通量 11. 特定商業施設における商品等の搬出入を行う自動車の台数及び荷捌きを行う時間帯を記載した書類 12. 遮音壁の位置及び高さを示す図面 13. 冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機の使用時間帯及びその位置を示す図面 14. 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠を記載した書類 15. 夜間において、営業、営業関連機器の使用又は施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音発生源ごとに騒音レベルの最大値の予測した結果及びその算出根拠を記載した書類 16. 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等排出量等の予測結果及び算出根拠を記載した書類 17. 廃棄物等のリサイクルの方針を記載した書類 18. 地域の防犯や青少年の非行防止への協力内容を記載した書類
---------	--

■添付書類を作成する際の視点、基準

添付書類	視点、基準
必要な駐車台数を算出するための来店自動車台数等の予測結果及びその算出根拠を記載した書類	次のような根拠で台数を予測してください。 ①商圈設定などに基づく来店自動車数の予測 ②類似店舗の来店自動車数の実績に基づく予測 ◎核になる店舗の集客に影響を与える施設が併設される場合、その施設の影響を考慮した予測および算出をお願いします。 ◎参考として、大店立地法により算出した台数を表示し、その台数を下回る場合にはその理由を示してください。
駐車場の出入口の数・位置・形式を決定するための必要な事項を記載した書類	関連する道路における来店自動車および退店自動車の方向別台数予測結果
駐輪場の台数（自転車・原付）及び算出根拠を記載した書類	次のような根拠で台数を予測してください。 ①商圈設定などに基づく来店台数の予測 ②類似店舗の来店台数の実績に基づく予測 ◎参考として、大店立地法により算出した台数を表示し、その台数を下回る場合にはその理由を示してください。
駐車場の台数（自動二輪車）及び算出根拠を記載した書類	
駐車場および駐輪場の管理方針	①誘導員の設置など、来客の誘導方針 ②駅など、他の施設を利用する者等の不当な駐車および駐輪を防止する方策 ③夜間（閉店後）の不当な駐車および駐輪を防止する方策 ④不要なアイドリングストップ、クラクション、空ぶかしを防止する方策
関連する道路の交通量	①駐車場の出入口に面している道路の交通量 ②来店および退店経路に関連する道路の交通量（危険な交差点、特に混雑が予想される交差点があれば必須） ◎事前に、調査の必要性につき協議する。 ◎営業時間中、最も自動車通行量が多いと推定される時間帯3時間にて実施する。 ◎平日、休日ともに実施する。
平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠を記載した書類	原則、大店立地法の計算式によります。 ただし、都市計画法上の商業地域において。 ①住宅に面していない場合には不要。 ②住宅に面している場合には、原則大店立地法に則り予測調査を行う。ただし、住宅に面している場合でも、交通量の多い通りや線路を挟んでいる場合など、暗騒音が大きい場合は調査不要。
夜間において、営業、営業関連機器の使用又は施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音発生源ごとに騒音レベルの最大値の予測した結果及びその算出根拠を記載した書類	
必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等排出量等の予測結果及び算出根拠を記載した書類	大店立地法の計算式によります。

2. 出店計画のお知らせ掲示、説明会の開催及び報告

届出者は、新設の届出をした日以降遅滞なく、出店敷地内の見やすい場所に「出店計画のお知らせ」（第2号様式）を掲示してください。掲示は、後述4. に規定する協議完了の通知を受理した日以降に撤去してください。

併せて、新設の届出をした日から2カ月以内に、近隣住民等（特定商業施設の敷地境界から100mの範囲に住所を有する人、事業を営んでいる人及び事務所又は事業所に勤務している人）に対し、出店に係る計画の届出内容について説明会を開き、特定商業施設に対し十分理解が得られるように努めてください。説明会開催の周知は、開催予定の1週間前までに、通知を郵便ポスト等へ戸別配布（いわゆるポスティング）してください。

説明会の開催につきましては、可能な限り平日の19時以降、近隣住民の方々が集まりやすい場所にて行うよう努めてください。

なお、町会長に対しては、説明会と別に新設（変更）の内容、および説明会を開催すること等につき、開催前に説明をしてください。

説明会資料に必要な項目、および必須説明事項は下表のとおりとします。

説明会資料に必要な項目	必須説明事項
①届出事項に関する項目 ・手引き3ページ参照 1～6、11（すべて届出と同じ） ②添付書類に関する項目 ・手引き4ページ参照 ①1、2、8、9、11、16、17、18（すべて届出と同じ） ②5～7、10、14、15（届出書類すべてではなく、結論の部分のみ） ③12、13（2の配置図に位置を反映させる） ◎併せて、別紙掲載例もご参照ください。	①「八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱」第6条の規定に基づく説明会であること ②説明会の周知方法および周知範囲 ③届出書の閲覧が可能であること、およびその方法 ④説明会の報告を本市に提出すること、および録音する場合はその旨 ⑤説明会開催後、出店予定者に対し協議の申し入れが可能であること、および申し入れ可能期間

説明会が終了しましたら速やかに、次のとおり報告書を市長に提出してください。

報告書の種類	特定商業施設近隣説明報告書（第3号様式）
報告の時期	説明会終了後速やかに
添付書類	1. 説明会開催時に配布した資料 2. 説明会出席者名簿 3. 説明会開催を通知した文書（チラシ等） 4. チラシ等の配布エリア図

3. 近隣住民等との協議及び報告

説明会の開催後4週間以内に、近隣住民等から届出者に対し協議の申し入れがあった場合には、誠意を持って協議に応じ、周辺地域の生活環境を良好に保つよう努めてください。

なお、協議が終了しましたら速やかに、特定商業施設近隣協議報告書（第4号様式）を提出してください。

4. 市との協議

市は、新設等の届出書受理後、届出内容、説明会の報告書及び近隣住民との協議報告書を検討し、特定商業施設の立地が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすことないように、特定商業施設の出店予定者と協議を行います。

その中で、特定商業施設の立地等が、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが予想され、是正が必要と判断した時は、必要な措置をお願いすることになります。

協議の結果、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないと判断したときは、協議完了（第6号様式）の通知を行います。

5. 変更の手続き

特定商業施設において既に出店している人又は営業をしている人は、営業時間の変更、店舗面積の増加、駐車場の増減等周辺の生活環境に影響を与えると認められる変更を行うおうとするときは、下記のとおり届出書を提出してください。

届 出 書 の 種 類	特定商業施設変更届出書（第5号様式）
届 出 の 時 期	変更しようとする日の 2カ月前 まで
添 付 書 類	1 変更内容を説明する書類 2 特定商業施設の概要を説明する書類 (1) 特定商業施設の名称 (2) 営業内容 (3) 特定商業施設の延床面積及び店舗面積 (4) 特定商業施設の配置に関する事項 (ア) 駐車場（自動車）の位置及び台数 (イ) 駐輪場（自転車・原付）の位置及び台数 (ウ) 駐車場（自動二輪車）の位置及び台数 (エ) 荷捌き施設の位置及び面積 (オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (5) 特定商業施設の運営方針に関する事項 (1) 開店時刻及び閉店時刻 (2) 駐車場において来客自動車が駐車することができる時間帯 (3) 駐車場における自動車の出入口の数及び位置 (4) 荷捌き施設において荷捌きを行うことのできる時間帯 (6) 周辺案内図 (7) 建物の配置図 (8) 建物の各階平面図 (9) 建物の立面図

◎以下の場合、本要綱においては「新設」に該当します。

- ・店舗面積の変更等によって店舗面積が500㎡以上になる場合
- ・店舗面積300㎡以上の特定商業施設が営業時間を深夜へ延長する場合
- ・飲食店⇒スーパーの様に、利用方法が全く違うものになった場合

※ 届出をしたときには、変更内容に関して、近隣住民等に対して変更内容の掲示等を行うことにより十分周知を図り、理解を得られるよう努めてください。

また、以下に挙げた例のように変更内容が周辺地域に与える影響が大きいと認められるものであるときは、変更による問題点の有無を判断するための資料を提出していただくとともに、説明会を開催してください。

<例>

変更内容	提出資料
深夜（午後 11 時～午前 6 時）にかかる営業時間の変更	①等価騒音レベルの予測結果、および騒音レベルの最大値の予測結果（ともに算出根拠を添付） ②駐車場および駐輪場の管理方針
駐車場の位置および出入口の変更	①駐車場の出入口に面している道路における来店自動車および退店自動車の方向別台数予測結果 ②来店および退店経路に関連する道路の交通量（危険な交差点、特に混雑が予想される交差点があれば必須）
駐車台数および駐輪台数の大幅な減少	必要な台数を算出するための来店台数等の予測結果及びその算出根拠 ◎核になる店舗の集客に影響を与える施設が併設されている場合、その施設の影響を考慮した予測および算出をお願いします。
店舗面積の大幅な増加	①必要な駐車台数を算出するための来店自動車台数等の予測結果及びその算出根拠 ②必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等排出量等の予測結果及び算出根拠 ◎核になる店舗の集客に影響を与える施設が併設されている場合、その施設の影響を考慮した予測および算出をお願いします。

6. 届出等に係る市の指導

特定商業施設の出店予定者又は営業を行う人が、本要綱に定める手続きを行わなかった場合は、市はこれを行うよう指導します。

7. 閲 覧

特定商業施設の新設・変更の届出書につきましては、住民等からのご要望等により閲覧していただくことが可能です。

閲覧場所は、八王子市役所 5 階商業観光課です。

閲覧は、商業観光課職員立会いのもと行い、コピーは有料で八王子市役所 1 階市政資料室にて行ってください。

商業観光課にて閲覧を申請される際は、閲覧簿に住所および氏名（または法人名）を記入していただきます。

○八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱

平成13年6月1日施行

改正	平成17年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年5月1日	平成21年4月1日
	平成29年4月1日	令和4年(2022年)4月1日
	令和8年(2026年)7月1日	

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市における特定商業施設の出店に関し必要な事項を定め、その周辺の地域の生活環境を良好に保持することにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(要綱の位置付け)

第2条 この要綱に基づく指導は、八王子市行政手続条例(平成7年八王子市条例第28条)第2条第6号に規定する行政指導とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定商業施設 一の建物(屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建築物が公共の用に供される道路その他施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)及び通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物を含む。)内において、小売店、飲食店、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業を営む施設等であって店舗面積が500平方メートル以上(午後11時から午前6時までの間において営業を営む場合は、300平方メートル以上)のものをいう。
- (2) 店舗面積 営業を行うための一の店舗の用に供される床面積をいう。
- (3) 出店予定者 特定商業施設の新設(店舗面積の変更又は既存の建物の用途の変更及び営業時間の変更により特定商業施設となる場合を含む。)をする者(建物設置者)及び特定商業施設において営業を行う者をいう。
- (4) 近隣住民等 特定商業施設の敷地境界から100mの範囲に住所を有する者、同範囲で事業を営んでいる者及び同範囲にある事務所又は事業所に勤務している者をいう。

(適用除外)

第4条 立地又は営業時間について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける特定商業施設については、この要綱は適用しない。

(出店予定者の責務)

第5条 出店予定者は、特定商業施設の設置及び運営に当たり、地域の街づくりとの調和を図るとともに、周辺地域の生活環境に与える影響について事前評価を行い、周辺地域

の生活環境を良好に保持し、地域に貢献するよう努めなければならない。

(特定商業施設の新設の届出)

第6条 出店予定者は、特定商業施設を新設しようとするときは、新設する日の5月前までに、特定商業施設出店計画届出書（第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(説明会の開催等)

第7条 出店予定者は、前条第1項の規定による届出をした日以降遅滞なく、出店予定敷地内の見やすい場所に出店計画のお知らせ（第2号様式）により届出事項の概要を掲示するとともに、前条第1項の規定による届出をした日から2月以内に、近隣住民に対して説明会を開催し、その周知をし、当該出店に関し十分理解を得られるよう努めなければならない。

2 前項の掲示は、第10条第5項に規定する協議完了の通知を受理した日以降に撤去するものとする。

3 第1項に規定する説明会の周知は、郵便ポスト等への戸別配布によって行うよう努めるものとする。

4 出店予定者は、第1項の規定により説明会を行ったときは、別表第2の書類を添付し、特定商業施設近隣説明報告書（第3号様式）により速やかに市長に提出するものとする。

(近隣住民等との協議)

第8条 出店予定者は、前条第1項の規定による説明会の開催後4週間以内に近隣住民等から協議の申し入れがあったときは、誠意をもって協議に応じ、周辺地域の生活環境を良好に保持するよう努めるものとする。

2 出店予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、特定商業施設近隣協議報告書（第4号様式）により速やかに市長に提出するものとする。

(特定商業施設の変更の届出)

第9条 特定商業施設において営業を行う者は、営業時間の変更又は周辺地域の生活環境に影響を与えると認められる変更を行おうとするときは、変更を行う日の2月前までに特定商業施設変更届出書（第5号様式）に別表第3に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

2 前項の届出をしたときは、特定商業施設の見やすい場所に、届出をした日以降遅滞なく変更内容の概要を掲示することにより、近隣住民に対して周知を図り、十分な理解を得られるよう努めるものとする。また、届出内容が周辺地域に与える影響が大きいと認められるものであるときは、説明会を開催するものとする。

(市との協議)

第10条 市長は、第6条並びに前条第1項に規定する届出を受けたときは、出店予定者と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議にあたっては、適宜八王子市大規模小売店舗立地協議会設置要綱

に定める大規模小売店舗立地協議会（以下「協議会」という。）に諮るものとする。

- 3 市長は、第1項の協議にあたり、必要に応じて近隣住民、関係団体等から意見を聴取することができる。
- 4 市長は、必要に応じて関係行政機関から意見を聴取し、又は協議会への出席を要請することができる。
- 5 市長は、協議会の審議結果を踏まえ、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないと判断したときは、協議完了の通知（第6号様式）を行う。

（指導）

- 第11条 市長は、出店予定者がこの要綱に定める手続きを行わなかった場合はこれを行うよう指導するものとする。
- 2 市長は、出店予定者が前条の協議を行った後、特定商業施設の立地等が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが予想され、改善若しくは是正が必要と判断したときは、必要な措置を行うよう指導するものとする。
 - 3 前2項の指導に当たっては、適宜協議会に諮るものとする。

（閲覧等）

- 第12条 本要綱第6条、第9条第1項による届出又は報告は、経済産業部商業観光課において閲覧に供するものとする。
- 2 閲覧日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - （1）土曜日
 - （2）日曜日
 - （3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - （4）1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
 - 3 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定は、平成13年11月1日以降に特定商業施設を新設しようとする場合に適用する。
- 3 第10条の規定は、平成13年6月29日以降に特定商業施設について営業時間の変更又は周辺地域の生活環境に影響を与えると認められる変更を行おうとする場合に適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 日から施行する。

別 表 第 1（第 6 条関係）

(1) 周辺案内図
(2) 建物の配置図
(3) 建物の各階平面図
(4) 建物の立面図
(5) 必要な駐車台数を算出するための来店自動車台数等の予測結果及びその算出根拠を記載した書類
(6) 来店自動車を案内する経路及び方法など、駐車場の出入口の数・位置・形式を決定するための必要な事項を記載した書類
(7) 駐輪場の台数（自転車、原付）及び算出根拠を記載した書類
(8) 駐車場の台数（自動二輪車）及び算出根拠を記載した書類
(9) 駐車場および駐輪場の管理方針
(10) 関連する道路の交通量
(11) 特定商業施設における商品等の搬出入を行う自動車の台数及び荷捌きを行う時間帯を記載した書類
(12) 遮音壁の位置及び高さを示す図面
(13) 冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機の使用時間帯及びその位置を示す図面
(14) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠を記載した書類
(15) 夜間において、営業、営業関連機器の使用又は施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音発生源ごとに騒音レベルの最大値を予測した結果及びその算出根拠を記載した書類
(16) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等排出量等の予測結果及び算出根拠を記載した書類

(17) 廃棄物等のリサイクルの方針を記載した書類
(18) 地域の防犯や青少年の非行防止への協力内容を記載した書類

別 表 第 2（第7条関係）

添 付 書 類	(1) 説明会開催時に配布した資料 (2) 説明会出席者名簿 (3) 説明会開催を通知した文書（チラシ等） (4) チラシ等の配布エリア図
---------	--

別 表 第 3（第9条関係）

1 変更内容を説明する書類
2 特定商業施設の概要を説明する書類 (1) 特定商業施設の名称 (2) 営業内容 (3) 特定商業施設の延床面積及び店舗面積 (4) 特定商業施設の配置に関する事項 (ア) 駐車場（自動車）の位置及び台数 (イ) 駐輪場（自転車・原付）の位置及び台数 (ウ) 駐車場（自動二輪車）の位置及び台数 (エ) 荷捌き施設の位置及び面積 (オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (5) 特定商業施設の運営方針に関する事項 (1) 開店時刻及び閉店時刻 (2) 駐車場において来客自動車が駐車することができる時間帯 (3) 駐車場における自動車の出入口の数及び位置 (4) 荷捌き施設において荷捌きを行うことのできる時間帯 (6) 周辺案内図 (7) 建物の配置図 (8) 建物の各階平面図 (9) 建物の立面図

八王子市特定商業施設の出店に伴う
生活環境保全に関する要綱の各種様式

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設出店計画届出書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称
所 在 地

2 営業内容

業 種
取扱品目

3 特定商業施設を新設する日

年 月 日

4 特定商業施設の延床面積及び店舗面積 延床面積： m² 店舗面積： m²

5 特定商業施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置（添付図面に図示） 面積： m² 収容台数： 台
うち自動二輪車 面積： m² 収容台数： 台
駐輪場の位置（添付図面に図示） 面積： m² 収容台数： 台

(2) 荷捌き施設の位置（添付図面に図示）及び面積 面積： m²

(3) 廃棄物等の保管施設の位置（添付図面に図示）及び容量 容量： m³

6 特定商業施設の運営方針に関する事項

(1) 開店時刻 午前・午後 時 分
閉店時刻 午前・午後 時 分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車をすることができる時間帯

午前・午後 時 分 から
午前・午後 時 分 まで

(3) 駐車場における自動車の出入口の数及び位置

出入口数 ケ所
位置：添付図面に図示

(4) 荷捌き施設において、荷捌きを行うことのできる時間帯

午前・午後 時 分 から
午前・午後 時 分 まで

7 指定作業所の届出に関する事項

8 集合住宅等建築指導要綱、および中心市街地環境整備要綱の協議に関する事項

9 建築確認に関する事項

10 道路管理者との調整に関する事項

11 通学路の把握および周辺小・中学校への対応に関する事項

※ 注意 営業を行う者が複数ある場合には、別紙（営業者一覧）を添付すること。

第 1 号様式 別紙（営業者一覧）

営業者名	代表者名	所在地	店舗面積	開店時刻	閉店時刻

第2号様式（第7条関係）

出 店 計 画 の お 知 ら せ				
建物の名称				
店 舗 の 概 要	店舗名称			
	所在地			
	営業内容			
	店舗面積	m ²	開店予定日	年 月 日
	営業時間			
建物設置者（住所） （氏名）				
出店者（住所） （氏名）				
掲示年月日		年 月 日		
この掲示は八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第7条第1項の規定により行うものです。 上記出店計画に関してのお問い合わせは下記へお願いします。 （連絡先） 電話				

※ 備 考 大きさはA3サイズ以上とする

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設近隣説明報告書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり近隣説明の内容について報告します。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所 在 地

2 説明会の開催日時

年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

3 説明会会場

名 称

所 在 地

4 説明会の参加者

(1) 出店予定者

(2) 近隣住民等（出席者名簿を添付）

5 説明会の内容（要旨及び配布資料等）

6 近隣住民等からの質疑・意見・要望

7 出店予定者の回答

8 その他

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設近隣協議報告書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり近隣協議の内容について報告します。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所 在 地

2 協議日時及び場所

日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

場所：

3 協議方法

4 協議者

(1) 出店予定者

(2) 近隣住民等（出席者名簿を添付）

5 協議内容

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設変更届出書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第9条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所 在 地

2 変更する事項

(変更前)

(変更後)

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

年 月 日

殿

八王子市長

特定商業施設の出店等に関する協議完了通知書

特定商業施設の出店等に関する協議が完了しましたので、八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第10条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所 在 地

2 出店（変更）年月日 年 月 日

3 協議内容

4 その他

主な様式および添付書類記入例

様式記入例

第1号様式（第6条関係）

八王子市長 殿

建物の所有者を
記載します。

年 月 日

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

- すべての営業者名を記載してください。
- 営業者が複数の場合は、氏名欄に「別紙（営業者一覧）のとおり」と記載してください。
- 届出時点で未定の分については、決定次第速やかに届出を提出してください。

営業者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設出店計画届出書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称 ○○○○○ △△店
所 在 地 八王子市○○町○丁目○番地○ ほか

- * 建物名称は、決定している名称または設置後予定している名称を記載してください。予定の場合は、名称の前に（仮称）と記載してください。
- * 所在地には、建物の住居番号が付定されている場合は、住居表示を記載してください。それ以外の場合は、計画地の土地登記簿上の地番を記載してください。

2 営業内容

業 種 ○○○○
取扱品目 △△△△、□□□

スーパー、ドラッグストア、飲食店など、
該当する業種を記載してください。

3 特定商業施設を新設する日 平成 ○○年 ○○月 ○○日

- * 届出日から5月後の同一日付け日を基準に、翌日以降の日付を記載してください。
- * 当該店舗の開店予定の日を記載してください。（営業者ごとに開店の日が異なる場合は、それらのうち一番早い予定日を記載）

4 特定商業施設の延床面積及び店舗面積

延床面積：○○○○㎡

店舗面積：△△△△㎡（物販：□□□.□㎡、飲食×××.×㎡）

- * 対象業種を行うための用に供される床面積を記載してください。
- * 合計を記載する際に小数点以下第1位を四捨五入してください。
- * 複数の業種を設置する場合は、記載例同様それぞれの内訳を記載してください。
内訳を記載する際は、小数点以下第1位まで記載してください。

5 特定商業施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置（添付図面に図示） 面積： ㎡ 収容台数： 台
くうち自動二輪車 面積： ㎡ 収容台数： 台
駐輪場の位置（添付図面に図示） 面積： ㎡ 収容台数： 台
- (2) 荷捌き施設の位置（添付図面に図示）及び面積 面積： ㎡
- (3) 廃棄物等の保管施設の位置（添付図面に図示）及び容量 容量： ㎡

6 特定商業施設の運営方針に関する事項

- (1) 開店時刻 午前・午後 ○○時 ○○分
閉店時刻 午前・午後 △△時 △△分

年末年始等に開店時刻の繰上げ及び閉店時刻の繰下げを行う場合は、「午前○時○分（ただし年間○日は午前○時○分）」等と記載してください。

5につき、(1) および (2) の面積は小数点以下第1位を、(3) の容積は第3位を四捨五入してください。

該当するページ数など、図面の所在の記載をお願いします。

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前・午後 ○○時 ○○分 から
午前・午後 △△時 △△分 まで

- (3) 駐車場における自動車の出入口の数及び位置

出入口数 □ヶ所
位置：添付図面に図示

- ・ 6 (1) については、複数ある場合は「別紙（営業者一覧）のとおり」と記載してください。
- ・ 5 (1) ～ 5 (3)、および 6 (2) ～ (4) については、複数ある場合はそれぞれについて記載してください。

- (4) 荷捌き施設において、荷捌きを行うことのできる時間帯

午前 午後 ○○時 △△分 から
午前・午後 ○○時 △△分 まで

7 指定作業所の届出に関する事項

本市環境保全課にて調整した内容（調整中含む）を記載してください。

出 店 計 画 の お 知 ら せ				
建物の名称		◎建築基準法上の名称を記載してください。		
店 舗 の 概 要	店舗名称	◎出店計画届出書上の名称を記載してください。		
	所在地	◎出店計画届出書上の所在地を記載してください。		
	営業内容	◎出店計画届出書上の業種を記載してください。		
	店舗面積	m ²	開店予定日	年 月 日
	営業時間	◎複数ある場合、最大の時間帯を記載してください。		
建物設置者（住所） （氏名）				
出店者（住所） （氏名）		◎多数ある場合は「〇〇〇、●●●（施設のうち主要な店舗） 外小売店△店、飲食店□店」のように記載してください。		
掲示年月日		年 月 日		
この掲示は八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第7条第1項の規定により行うものです。 上記出店計画に関してのお問い合わせは下記へお願いします。 （連絡先） 電話				

※ 備 考 大きさはA3サイズ以上とする

八王子市長 殿

「特定商業施設出店計画届出書」
通りに記載してください。

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設近隣説明報告書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり近隣説明の内容について報告します。

記

- 1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称 _____
所 在 地 _____

- 2 説明会の開催日時

年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

- 3 説明会会場

名 称 _____
所 在 地 _____

- 4 説明会の参加者

- (1) 出店予定者

説明者側の社名、役職および氏名をすべて記載してください。

- (2) 近隣住民等（出席者名簿を添付）

名簿を添付する場合「別紙名簿のとおり」と記載してください。

5 説明会の内容（要旨及び配布資料等）

基本的には、以下記載例のとおり説明会の式次第を参考に記載してください。

- （１）主催者挨拶
- （２）全体概要についての説明
- （３）計画についての説明
- （４）質疑応答

6 近隣住民等からの質疑・意見・要望

7 出店予定者の回答

8 その他

駐車台数変更の場合

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設変更届出書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第9条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所 在 地

2 変更する事項

(変更前)

(変更後)

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

台数が大幅に減少する場合、理由だけでなく「減少しても台数が充足しているか
否か」についても、根拠とともに記載してください。

店舗面積変更の場合

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設変更届出書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第9条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称
所 在 地

2 変更する事項

(変更前)

(変更後)

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

- ・面積が大幅に減少する場合、理由だけでなく「減少した部分の用途がどのようなか」についても記載してください。
- ・面積が大幅に増加する場合、駐車台数（自動車・自動二輪車）、駐輪台数（自転車・原付）、荷捌き施設、廃棄物等保管施設が増加後の基準を満たすよう措置を執っていただくとともに、面積増加の理由だけでなく内容の記入をお願いします。

施設名称変更の場合

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

建物設置者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

営 業 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

特定商業施設変更届出書

八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱第9条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称
所 在 地

変更後の名称を記載してください。
(届出時仮称であった場合は決定後の名称)

2 変更する事項
(変更前)

(変更後)

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

特定商業施設 ○○○○○の 新設に係る『説明会』開催のご案内

説明会開催の趣旨

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。
弊社は、この度「八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱」に基づき、○○○○○の新設に関する届出を致しました。
つきましては、周辺の地域の皆様ご計画の内容をご理解頂くため説明会を下記により実施したいと存じますので、ご多用の折大変恐縮に存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

敬具

説明会の日時・場所

日 時：
場 所：
住 所：

説明会会場、お
よび出店予定地
の案内図

建物設置者の概要

建物設置者：
所 在 地：

1枚に収まらない場合、会場および予定地
それぞれの地図を添付してください。

出店計画の概要

所 在 地：
店舗の名称：○○○○○
店 舗 面 積：
営業開始日：

～お問い合わせ先～

△△△△△

担当部署・担当者名

TEL.□□□-□□□-□□□□

5. 必要な駐車台数を算出するための来客自動車台数等の予測結果及びその算出根拠

◎「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」による計算式

事 項 等		各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	(理由)
S：店舗面積	千㎡	
A：店舗面積あたり 日来店客数原単位	人／千㎡	
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	m	(駅名)
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員		
E：平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

(端数処理：S～Eは、端数処理はしないでください。)

必要駐車台数の最終結果のみ、小数点以下第1位を四捨五入してください。)

6. 来店自動車を案内する経路及び方法など、駐車場の出入口の数・位置・形式を決定するための必要な事項 ー記載例ー

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

ア 出入口についての駐車場法等に基づく構造及び設備の基準の適用

適用の有・無	有・ <u>無</u>	適用基準	駐車場法施行令第7条第5項に配慮
遵守状況・ 配慮状況	安全のため、自動車の出口、入口を分離し、かつ、その間隔を10m離す構造とした。 また、学校の出入り口から20m離れた。		

イ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ち スペース の有・無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券ブ ースの 有・無	必要な駐車待ち スペース		駐車待ちスペース 『無』の場合その 理由・対策
				長 さ	算出根拠等	
p.○別添配置図上No.○	有・無	m	有・無	m		
p.○別添配置図上No.○	有・無	m	有・無	m		



(当該入口の1分当たりの来台数×1.6－当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数) × 6m
(平均車頭間隔)

(2) 敷地周辺の道路の状況

別添 p.○「周辺案内図」、p.○「駐車場配置図」に、敷地周辺の道路の『No.』を表示してください。

項 目		道路 No. 1 (道路名：都道 号)	道路 No. 2 (道路名：)	道路 No. 3 (道路名：)	道路 No. 4 (道路名：)
幅員構成	合 計	1 0 m	m	m	m
	車 道	6 m	m	m	m
	車 線 数	片側・交互 1 車線	片側・交互 車線	片側・交互 車線	片側・交互 車線
	歩道の有無	左 1 m 右 1 m	左 m 右 m	左 m 右 m	左 m 右 m
	中央分離帯の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
	路 肩	2 m	m	m	m
安 全 施 設 等		ガードレール			
交 通 規 制		最大積載量 2 t 以上貨物通行禁止			
信号交差点数 (うち右折帯設置の 交差点数)		2 交差点 (1 交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道の有無		有・無	有・無	有・無	有・無
通学路の有無		有・無	有・無	有・無	有・無
バス路線の有無		有・無	有・無	有・無	有・無
バス停の有無		有・無	有・無	有・無	有・無
駐車場出入口から 敷地寄りのバス停 ポールまでの距離		m	m	m	m

(3) 来客自動車の方向別台数予測の結果等

ア 現状の交通量調査の結果

調査年月日	年 月 日 () 年 月 日 ()
調 査 場 所	
調査委託先	
調 査 方 法	
調 査 結 果	別添資料とする

イ 開店後の周辺道路の交通量予測

予 測 方 法	
予測の根拠	
予 測 結 果	別添資料とする

◆交通量調査及び交通量予測について◆

- * 平日及び休日(日曜)それぞれについて調査・予測してください。
- * 調査(予測)エリアは、原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点。
(複合施設の場合は施設全体についても予測)
- * 調査(予測)時間帯は、営業時間中、最も自動車通行量が多いと推定される時間帯3時間。
- * 調査内容は、時間帯別・方向別台数。
- * 調査・予測結果は別添資料とし、案内図上に調査地点を図示してください。

(4) 来店自動車を案内する経路および方法

○周辺案内図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 (p. ○～p. ○別添○○図)

○経路等を来客者に知らせる方法

項 目	具 体 的 な 内 容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等)
ちらし等の配布	(配布方法・内容等)
交通整理員の配置	(配置場所・人数・配置日時等)
その他	

- * 交通整理員の配置については、平常時及び繁忙時に分け、対応を詳しく記載してください。
- * 別添 p. ○「周辺案内図」に、看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所を記載してください。

7. 駐輪場の台数 (自転車・原付) および算出根拠

S : 店舗面積	m ²
必要駐輪台数算出式	
必要駐輪台数	台

9. 駐車場および駐輪場の管理方針

別添 p. ○「周辺案内図」に、交通整理員等の配置場所を記載してください。

(1) 駐車場の管理体制

項 目	具 体 的 な 内 容
整理員等の配置	(配置場所・人数・配置日時等)
店舗営業時間外の管理等	(配置場所・人数・配置日時等)

(2) 駐車場の料金の有無

駐車場の料金の有無	理 由
有 ・ 無	

(3) 従業員等駐車場 (業務用を含む)

事 項	有無の別	来客用駐車場と共用・ 別途の別	収容台数	備 考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	(従業員数) (業務用車両台数 延べ約 台)

(4) 駐輪場の管理体制

項 目	具 体 的 な 内 容
整理員等の配置	(配置場所・人数・配置日時等)
店舗営業時間外の管理等	(配置場所・人数・配置日時等)

(5) 駐輪場の料金の有無

駐車場の料金の有無	理 由
有 ・ 無	

(6) 従業員等駐輪場（業務用を含む）

事 項	有無の別	来客用駐車場と共用・ 別途の別	収容台数	備 考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	(従業員数) (業務用車両台数 延べ約 台)

1 1. 特定商業施設における商品等の搬出入を行う自動車の台数及び荷捌きを行う時間帯

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両 数	平均的な荷さばき処理時間
〇〇 t 車	〇時〇分～〇時〇分	台	分
〇〇 t 車	〇時〇分～〇時〇分	台	分
ピーク時の搬出入車両の台数		台	

搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を記載してください。

時間帯	〇〇 t 車	〇〇 t 車	〇〇 t 車	計	廃棄物車両※	平均的な荷さ ばき処理時間	延べ荷さばき 処理時間
〇時～〇時							
〇時～〇時							
〇時～〇時							
・							
・							
・							
合 計							

※ 廃棄物車両が荷さばき施設を利用する場合のみ記載してください。

ピーク時における対応策について
同時に〇台(△分)の作業が可能のため、ピーク時の〇台(△分)に対応可能と考えている。

1 2 遮音壁の位置及び高さを示す図面

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有・無	m	m		(p. ○別添配置図及びp. ○立面図)

- * 遮音壁を設置する場合は、その位置を別添配置図・平面図に記載の上、遮音壁の高さが分かるように立面図に記載してください。
- * 遮音壁を設置しない場合は記載不要です。

1 3 冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機の使用時間帯及び位置を示す図面

No.	項目	設置の有無	稼動時間帯	位 置
○	冷却塔	有・無	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(p. ○別添配置図及びp. ○立面図)
○	室外機	有・無	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(p. ○別添配置図及びp. ○立面図)
○	送風機	有・無	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(p. ○別添配置図及びp. ○立面図)
○	その他 ()		〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(p. ○別添配置図及びp. ○立面図)

上記のような一覧表を作成の上、別添配置図及び立面図に各騒音発生源施設の位置 (No. ○) を記載してください。

1 4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠

- (1) 昼間 (午前6時～午後10時) の等価騒音レベルの予測
- (2) 夜間 (午後10時～翌日午前6時) の等価騒音レベルの予測

◆ 等価騒音レベルの予測について ◆

- * 騒音予測地点は、建物の周囲 (4 方向) からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外 (原則として相手方の敷地の境界線) とし A 地点、B 地点、C 地点、D 地点等と表記してください。
- * 騒音発生源と予測地点、周辺環境との関係が分かるよう、別添図面 (下記①～③) に各予測地点を記載してください。
 - ① 周辺案内図 (敷地周辺の住宅地図)、② 騒音発生源となる施設・設備の配置図
 - ③ 騒音発生源・遮音壁等の立面図
- * 「各予測地点における騒音レベル」欄のうち、個別の騒音発生源ごとの予測値については、次のとおり記載してください。予測結果がマイナス値になる場合でもそのまま記載してください。

自動車走行騒音・・・A 特性音圧レベル L_{pA} , i の最大値 (等価騒音レベルとは異なる)

衝撃騒音・・・・・・単発騒音暴露レベル L_{AE} , i (等価騒音レベルとは異なる)

その他の騒音・・・・・・A 特性音圧レベル L_{pA} , i (等価騒音レベルとは異なる)
- * 各予測地点の騒音レベルの算出根拠は別添資料とし、算出過程を明示してください。

15 夜間において、営業、営業関連機器の使用又は施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音発生源ごとに騒音レベルの最大値を予測した結果及びその算出根拠

【深夜営業その他の理由により夜間(午後11時～翌日午前6時)騒音が発生する見込みがある場合のみ記載】

◆ 騒音レベルの最大値の予測について ◆

- * 騒音予測地点は、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける店舗の敷地境界線とし、a 地点、b 地点、c 地点、d 地点等と表記してください。
- * 騒音発生源と予測地点、周辺環境との関係が分かるよう、別添図面（下記①～③）に各予測地点を記載してください。
 - ① 周辺案内図（敷地周辺の住宅地図）、② 騒音発生源となる施設・設備の配置図
 - ③ 騒音発生源・遮音壁等の立面図
- * 「各予測地点における騒音レベル」欄のうち、個別の騒音発生源ごとの予測値については、次のとおり記載してください。予測結果がマイナス値になる場合でもそのまま記載してください。
 - 変動騒音、衝撃騒音・・・予測地点におけるA特性音圧レベルの最大値 L_{Amax}
 - 定常騒音・・・・・・・・・・A特性音圧レベル $L_{pA, i}$
- * 「騒音レベルの最大値の合成」欄には、予測地点ごとに、衝撃騒音のうち予測地点における最大値（1つ）と定常及び変動騒音のすべてを合成した値を記載してください。
- * 自動車走行音は自動車騒音が最大となる地点を予測地点につき1ヶ所選定してください。
- * 各予測地点の騒音レベルの算出根拠は別添資料とし、算出過程を明示してください。

◆ 記載要領・注意事項 ◆

- * 「用途地域（略称）」欄には、例えば「一低」「二中高」「一住居」「近商」「準工」のように記載してください。
- * 高さを測定する原点は、建物の計画地盤高（GL）としてください。高さ、距離、騒音レベルは、小数点以下第2位を四捨五入の上、小数点以下第1位まで記載してください。
- * 遮音壁を設置する場合は、高さ等を図面に記載するとともにその理由と効果について算出根拠の中で明示してください。
- * 高層住居等が隣接又は隣接可能な場合は、影響を受ける高層階の騒音についても予測してください。
- * 騒音発生源が屋内に設置されている場合は、当該建物の壁面等の材質・構造、及び当該騒音発生源の位置・高さが分かるよう図面に記載してください。
- * 予測結果の評価（各地点の基準適合状況、超過原因、超過への対策の記述）を行ってください。
- * 特別の事情による（指針による計算式によらない）場合は下記(1)(2)を記載してください。
 - (1) 特別の事情の説明
 - (2) 予測騒音レベルと算出根拠
- * 予測資料計算書の網掛けされた部分を添付書類の表に転記してください。
- * その他騒音予測方法等については、『大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き(第2版)』（平成20年10月経済産業省商務情報政策局流通政策課）及び『東京都環境影響評価技術指針（平成26年3月）』を参照してください。

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等排出量等の予測結果
及びその算出根拠 (小数点以下第3位を四捨五入)

業 態	総合店・衣料品専門店・食料品専門店・住、生活関連品専門店					
廃棄物等 種 別	店舗面積：S		一日あたり廃棄物排出量 (指針原単位) × S ： A	平 均 保 管 日 数 ： B	見かけ比重 t / m ³ ： C	排出予測量 A × B ÷ C
紙製廃棄物 等(再資源可能 なものに限る)	6,000㎡以下の部分	千㎡	(t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡	(t)			
			計 t			
金属製廃棄物等(アルミ製、 スチール製の缶 等)	6,000㎡以下の部分	千㎡	(t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡	(t)			
			計 t			
ガラス製廃棄物等(ガラス 製の容器等)	6,000㎡以下の部分	千㎡	(t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡	(t)			
			計 t			
プラスチック製廃棄物 等 (飲料容器、食料 品トレイ等)	6,000㎡以下の部分	千㎡	(t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡	(t)			
			計 t			
生ごみ等 (食品廃棄物等)	6,000㎡以下の部分	千㎡	(t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡	(t)			
			計 t			
その他の可燃性廃棄物 等	6,000㎡以下の部分	千㎡	(t)	日		m ³
	6,000㎡超の部分	千㎡	(t)			
			計 t			
				合 計		

17 廃棄物等のリサイクルの方針

廃棄物減量化及び発生抑制、リサイクル計画の予定及び概要	—記載例—
・ 廃棄物の減量化、発生抑制に向けた計画・予定 ・ 家電リサイクル法に基づいた計画・予定 ・ 食品リサイクル法に基づいた計画・予定 ・ 容器包装リサイクル法に基づいた計画・予定 ・ パソコンリサイクル法に基づいた計画・予定	

周辺住民への周知方法	

18 地域の防犯や青少年の非行防止への協力内容

防災協定等締結の有無	締 結 協 定 の 内 容
有 ・ 無	

防災協定計画の予定及び概要	－記載例－ 地方公共団体より、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用あるいは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請がある場合は、必要な協力を行います。
---------------	--

防犯対策への協力の予定及び概要	－記載例－※ 店舗閉店後は、出入口をチェーン等で施錠し、青少年の溜まり場にならないよう配慮します。また、警備は機械警備により防犯に努めて、防災と同じく協定等について締結要請がある場合は必要な協力を行います。
-----------------	--

※－記載例－【深夜(午後11時から翌日午前4時)に営業する場合】

東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、深夜の時間帯に施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めます。

【問い合わせ先】

八王子市経済産業部商業観光課

TEL 042-620-7305

FAX 042-627-5951